

神戸市指定介護保険サービス事業所の運営にあたって

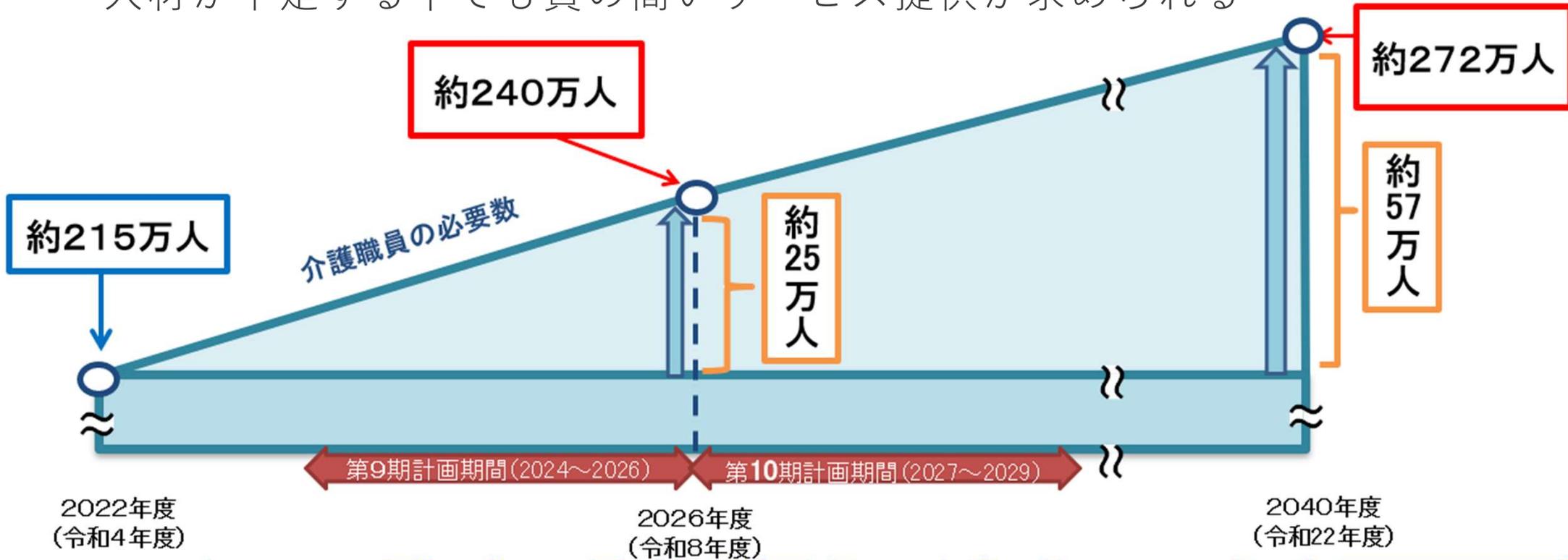
令和7年度 集団指導（概要）

- 1 介護保険制度における指導監督
- 2 自己点検
- 3 質問に関するお願い

1 介護保険制度における指導監督

(1) 介護需要の増加見込

人材が不足する中でも質の高いサービス提供が求められる

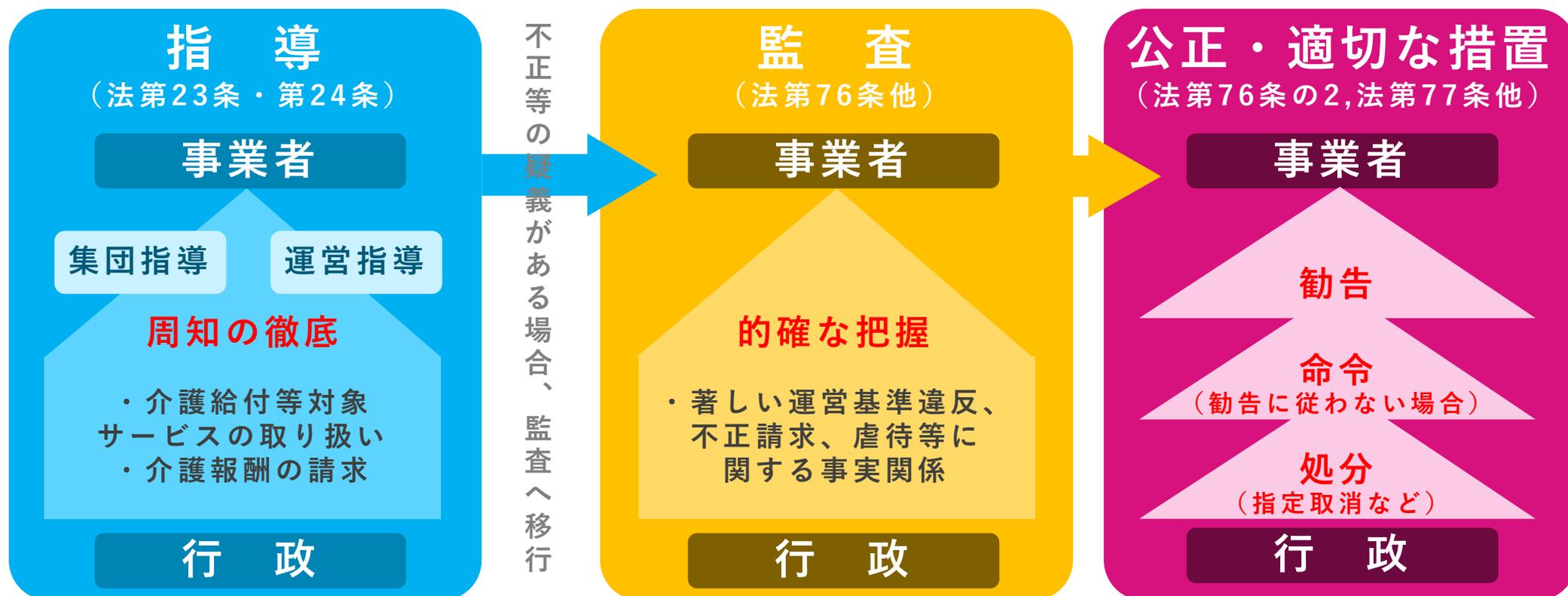


(厚生労働省HP: 介護人材確保に向けた取組

「第9期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について (令和6年7月12日)」別紙1より)

1 介護保険制度における指導監督

(2) 指導監督の流れ



(3) 集団指導



検索 問い合わせ Language メニュー

ホーム > 事業者の方へ > 各業種へのご案内 > 介護サービス事業 > 事業者向け説明会（介護保険） > 2024年度 集団指導（介護保険）

2024年度 集団指導（介護保険）

最終更新日：2025年10月15日 ページID：78802

事業者宛にメールで説明動画のURLを送付しています。

下記資料とあわせて必ず確認してください。

※令和7年10月15日、全サービス共通「運営指導に基づく計画・指針と研修・訓練」に参考資料（参考2）を追加しました。

全サービス共通 居宅サービス 施設サービス 出席報告



KOBE
出席報告
受講後、「出席報告フォーム」から報告してください。
出席報告フォーム

※表示は昨年度のページです。

(4) 運営基準

「運営基準」とは、介護保険法に基づいて厚生労働省が発出する省令などを指し、介護保険に基づく事業を運営する事業者が、遵守しなければならないルールです。

運営基準には、人員・設備・運営に関する項目があり、これらを遵守できていない場合は減算や指定取消などのペナルティが課せられることとなります。

(5) 法令等の構造



※加算の算定要件は特に注意してください

厚生労働省通知では、

- ・算定要件を1つでも満たしていない場合
- ・解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより、加算

本来の趣旨を満たしていない場合

には、返還対象となる旨規定されています。

さらに、悪質と判断された場合は、厳しい処分になる
ことでもありますので、十分に注意し点検してください。



3 事業所からの質問

検索画面で
「神戸市 介護 質問」
と入力し、左のページを
表示

「質問フォーム」を
クリックすると
入力画面へ移行します

質問・回答 (介護保険事業所向け)

最終更新日：2024年11月5日

質問する 過去のQ&A

質問フォーム

事業所運営にあたって、不明な点は質問フォームよりお問い合わせください。

- 回答の目安は、受付から**10営業日以内**です。
- 虐待等の事業所からの相談・報告及び緊急を要する質問は、引き続き電話での対応を行います。
- 質問に対する回答は、事業所・個人情報に配慮したうえで、「[過去のQ&A](#)」に公開します。

質問フォーム

LIFEに関する質問 (LIFEヘルプデスク)

同じ分類から探す

介護サービス事業者の
指定・指導

→ 質問・回答 (介護保険事業所向け)

→ 介護保険サービス・障害福祉サービス事業者に対する行政処分

トピックス

市バス

地下鉄

ごみの出し方

水道

3 事業所からの質問

FormBridge

介護保険サービス等についての質問

お問い合わせの前に、既に公開している質問への回答（Q&A）を確認してください。

質問対象資料名

質問に関連する資料がある場合にご記入ください（例：赤本 p.O、令和2年度集団指券資料p.O等）

※回答の目安は、受付から10営業日以内です。
※厚生労働省への確認を要する質問等は、回答までお時間をいただきます。

確認

質問項目

選択してください

件名（質問概要）

例：安全対策体制加算について、看護職員の配置について。等

必要事項を入力したら、ページの一番下の「 確認」をクリックすると送信されます

お急ぎの場合は件名の前に【至急】と入力してください
※なるべく早く回答しますが、10営業日程度の所要日数は変わりません。

3 事業所からの質問

神戸市役所

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

市役所／区役所のお問い合わせ窓口

神戸市お問い合わせセンター

- オペレーターの電話対応：毎日8時～21時（年中無休）
- 市役所への転送を希望される場合：8時45分から17時30分（平日のみ）
- 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

お問い合わせフォーム（24時間受付）

FAX（24時間受付）
078-333-3314

*担当の部署名がわかる方は「[組織名から探す](#)」から各部署にメールフォームで問い合わせも可能です。

こちらは一般向けの
問い合わせフォームです
※指定介護事業所は専用フォームを
使用してください。

ご視聴ありがとうございました。
引き続き各動画・ホームページに掲載の資料をご確認ください。

